

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第13号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用職を設けようとするものである。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第27号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかんがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業について、公用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定しようとするものである。

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(第174回国会閣法第36号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.21本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生していること等にかんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業及び家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家賃債務保証業の登録制度の創設

- 1 家賃債務保証業（賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行うことをいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃債務保証業者に対して、保証委託契約（当該業者が賃借人と締結する契約であって、当該業者が賃借人の家賃債務を保証することを賃借人が委託する内容のものをいう。）の締結前及び締結時に、保証期間・保証金額等の内容を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務付けるほか、業務に関して、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止、暴力団員等の使用的の禁止、誇大広告の禁止、帳簿の備付け等に係る規制を行う。
- 3 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

二、家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設

- 1 家賃等弁済情報提供事業（家賃債務等の過去の弁済に関する情報（家賃等弁済情報）を収集し、賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする者等に提供する事業（データベース事業）をいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃等弁済情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、事業の開始前に業務規程を国土交通大臣に届け出ることを義務付けるほか、業務に関して、家賃

等弁済情報の本人への開示義務、秘密を守る義務、記録の保存等に係る規制を行う。

- 3 登録事業者に家賃等弁済情報の提供をする者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付ける。
- 4 登録事業者に家賃等弁済情報の提供を依頼する者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付けるほか、提供を受けた家賃等弁済情報の目的外利用を禁止する。
- 5 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

三、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止

家賃債務保証業者、賃貸事業者、賃貸管理業者など家賃関連債権の取立てをする者は、当該取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。

- 1 賃貸住宅の出入口の戸の鍵の交換等
- 2 賃貸住宅内の物品の持ち出し等
- 3 社会通念に照らし不適当と認められる時間帯における訪問・電話等
- 4 賃借人等に対し1から3の言動をすることを告げること

四、罰則について所要の規定を設ける。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第37号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.14本会議可決 衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、近年、集中豪雨等による土石流や河道の閉塞又はその決壊によって甚大な被害が懸念されていることから、国民の生命及び身体を保護するため、重大な土砂災害の急迫した危険が想定される場合における国又は都道府県による緊急調査の実施並びに市町村の避難の勧告又は指示の判断に資する情報の通知及び一般への周知等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律において土砂災害と定義しているものに、新たに、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を発生原因とするものを加える。
- 二、都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。
- 三、二の政令で定める状況があると認める場合のうち、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、国土交通大臣が、緊急調査を行うものとする。
- 四、都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、市町村の長の避難の勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、都道府県知事は関係する市町村の長に、国土交通大臣は関係する都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。
- 五、緊急調査のための土地の立入り等を拒んだ土地の所有者及び占有者を罰則の対象に追加する。
- 六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第41号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものである。

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(第174回国会閣法第42号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等について定めようとするものである。

航空法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第48号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るために、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものである。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じる。

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(第174回国会閣法第50号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進による農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化を図るため、基本方針の策定並びに総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、農業改良資金の貸付け、農地の転用に関する許可、品種登録に係る出願料等に関する特例措置を講じようとするものである。

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(第174回国会閣法第51号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、高速道路の整備に関し、その過程の透明性の向上を図りつつ、その通行者等の利便の増進等を図るために、高速自動車国道の整備計画の策定等に当たっては、社会資本整備審議会の議を経なければならないこととともに、国は、高速自動車国道の整備に関する事業評価の結果の公表等を行うこととし、あわせて高速道路利便増進事業として高速道路の車線の増設に関する一定の事業等を追加する等所要の措置を講ずるほか、国土開発幹線自動車道建設法を廃止する等の措置を講じようとするものである。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第54号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.14本会議可決 衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国における新型インフルエンザの発生及び予防接種の実施状況等にかんがみ、新たな臨時の予防接種の実施方法等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 インフルエンザのうち病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上緊急の必要があると認めるときの新たな臨時の予防接種の類型を創設する。新たな臨時の予防接種は、国の指示により、都道府県の協力の下、市町村が実施する。
- 二 市町村長又は都道府県知事は、一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対する接種を受けることを勧奨するものとする。ただし、新たな臨時の予防接種の対象者については、予防接種を受けるよう努める責務を課さない。
- 三 新たな臨時の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担する。接種を受けた者からの実費徴収は、経済的理由によりその費用を負担することが困難な場合を除き、可能とする。
- 四 政府は、緊急時に新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンを確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行の日から5年間に限り、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチンによる健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができる。当該契約を締結する場合には国会の承認を得なければならない。
- 五 政府は、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 六 政府は、この法律の施行の日から5年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、新たな臨時の予防接種の類型の創設等に関する事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第55号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.21本会議可決 衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題

等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1、法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付を受けて実施される事業を追加することとする。
- 2、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表等を行わなければならないこととする。
- 3、事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に関し、報告書を作成し、公表及び許認可等権者への送付を行わなければならないこととする。環境大臣は許認可等権者に意見を述べることができることとし、許認可等権者は、事業者に対し、意見を述べがうことができることとする。
- 4、その他、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等の措置を講ずることとする。
- 5、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会閣法第56号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.28本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地域主権戦略会議の設置

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項を調査審議等するための体制を整備することとし、内閣府設置法に規定する重要政策に関する会議として、内閣府に地域主権戦略会議を設置する。

二、義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会第3次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しに関する次の3つの重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第2次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行う。

- 1 施設・公物設置管理の基準
- 2 協議、同意、許可・認可・承認
- 3 計画等の策定及びその手続

三、その他

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、一の規定の施行後3年以内に、地域主権改革の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会閣法第57号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.28本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

一、目的

国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

二、構成

1 協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表者で構成する。

2 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができるとしている。

三、協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

イ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項

ロ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項

ハ 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

四、その他

1 協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議の結果の尊重等について必要な事項を規定する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第58号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.28本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、議会制度の充実に関する事項

1 議会の議員定数の上限数に係る制限を廃止する。

2 議会の議決事件について、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができるとしている。

二、行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとする。

三、全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止する。

四、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

1 市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の届出並びに予算、決算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないこととする。

2 広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととする。

五、直接請求に関する事項

1 直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に表示をされている者、選挙人名簿から抹消された者及び選挙管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設ける。

2 直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2の改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第60号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第64号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備しようとするものである。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 22.8.5議院運営委員会付託 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減するとともに、国会議員の歳費及び文書通信交通滞在費並びに国会議員の秘書の給料について、日割計算により支給しようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたものののみ掲載。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 22.8.4可決 参議院 8.4厚生労働委員会付託 8.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間を、平成24年9月30日まで2年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

【附帯決議】(22.8.6厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の設立目的の達成状況の検証に資するため、社会保険病院、厚生年金病院などの年金福祉施設等の譲渡状況等について、4か月ごとに、本委員会に對して報告すること。

右決議する。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 22.8.4可決 参議院 8.4議院運営委員会付託 8.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、当分の間、平成22年7月分以降の歳費について、月の途中で議長、副議長若しくは議員となつた者又は月の途中で解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなった者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、歳費を日割計算することとした場合に受けることとなる額を差し引いた額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととすること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった7,181億円について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定によりその不足を補てんするため決算調整資金から同額を一般会計歳入に組み入れた。なお、組入れの際、決算調整資金に属する現金がなかったので、決算調整資金に関する法律附則第2条第1項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金の組入れを行った。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は297億円で、その内訳は、①賠償金還及払戻金の不足を補うために必要な経費71億円、②年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、③国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円などである。

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会资本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から21年12月22日までの間に使用を決定した金額は626億円で、その内訳は、①新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費280億円、②新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費213億円、③母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費57億円などである。

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額9,924億円のうち、平成21年12月15日から22年1月20日に使用を決定した金額は50億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費50億円、②農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費0.3億円である。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成21年6月30日から21年11月27日までの間に決定した経費増額総額は390億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額138億円、②社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額130億円などである。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成22年2月23日から22年3月26日までの間に決定した経費増額総額は125億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額118億円、②国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額6億円である。

決算その他

平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 22.7.30決算委員会付託 継続審査)

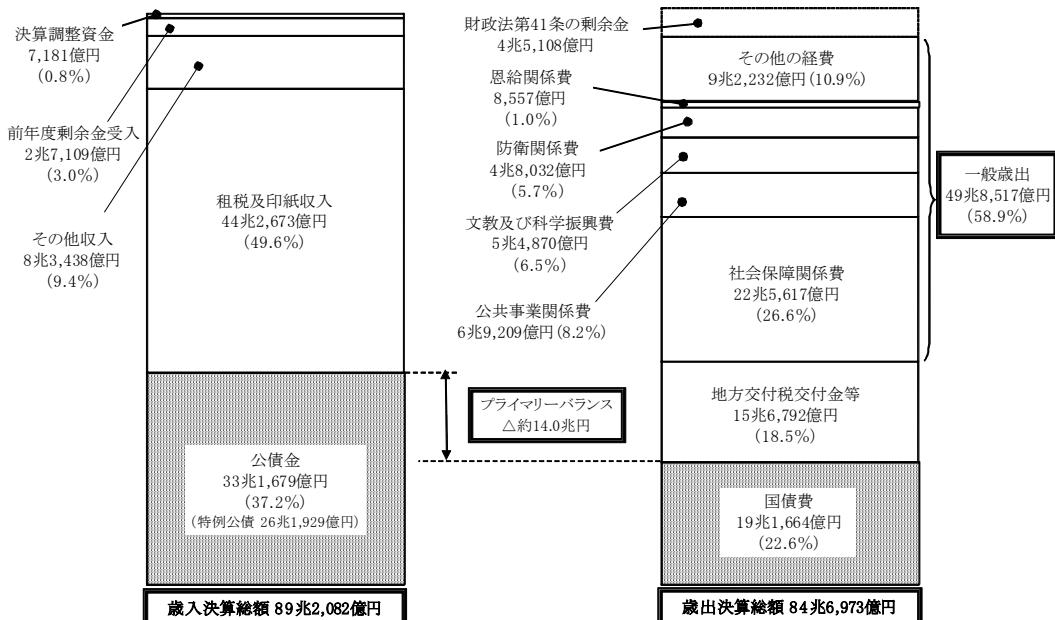
平成二十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2,082億円、歳出決算額は84兆6,973億円であり、差引き4兆5,108億円であるが、この額から21年度への繰越歳出予算財源4兆5,108億円を控除すると皆無となり、その結果、20年度の新規発生剩余金は生じないこととなった。また、歳入決算総額には、決算調整資金からの組入額7,181億円が含まれており、20年度一般会計歳入歳出決算上、同額の不足額が生じており、13年度決算以来、7年度ぶりのいわゆる歳入欠陥となっている。

平成二十年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は387兆7,395億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は359兆1,982億円である。

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆1,857億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は55兆5,283億円であるため、差引き6,573億円の残余を生じた。

平成二十年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆8,248億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆7,847億円である。

〈平成二十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成20年度 決算の説明」より作成

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 22.7.30決算委員会付託 繼続審査)

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書における20年度中の国有財産の差引純減少額は2兆7,986億円、20年度末現在額は102兆3,690億円である。

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 22.7.30決算委員会付託 繼続審査)

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書における20年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は27億円、20年度末現在額は1兆886億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会（N H K）の平成20年度決算書類である。この決算書類によれば、N H K全体の平成20年度末における資産、負債及び純資産の状況については、資産総額8,224億円に対し、負債総額は2,732億円、純資産総額は5,492億円である。

また、当年度中の損益の状況については、経常事業収入6,624億円に対し、経常事業支出は6,309億円、差引き経常事業収支差金は314億円であり、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は262億円である。このうち、資本支出充当は33億円、事業収支剰余金は229億円である。